

入札公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年1月7日

下市町長 仲嶋 久雄

第1. 競争入札に付する事項等

業務番号	令和7年度 総務(物) 第3号
業務名	アルファ米購入
履行場所	下市町大字下市1960番地内
事業概要	防災備蓄品の購入
業務期間	契約締結日の翌日～令和8年3月31日
予定価格	金2,212,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
最低制限価格	設定なし
入札方法	郵便入札(事後審査型条件付一般競争入札方式を使用します。)
入札回数	1回

第2. 競争入札に参加する者に必要な資格

令和6・7年度の下市町入札参加資格者名簿に登録があり、次に掲げる条件をすべて満たす業者のみが、この入札に参加することができます。

入札参加形態	単体
登録業種	物品(その他ー食料品)
地域要件	なし
納入実績等	過去20年以内に災害備蓄品の納入について、地方公共団体との契約実績を1件以上有する者であり、それらをすべて誠実に履行した者(落札候補者決定後、契約書等の写しの提出を求めます。)
その他の	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3. 入札日程等

仕様書等の閲覧	期 間	令和8年1月7日(水)から令和8年1月22日(木)
	場 所	下市町ホームページよりダウンロードしてください。 (パスワード照会申請書を提出)
仕様書等に関する質疑の提出	受付期間	令和8年1月19日(月)午前9時から午後4時まで
	提出方法	書面(質疑応答書)により、FAXで送信してください。 なお、FAXを送信した場合は、下市町財務監理課まで必ず電話連絡してください。※(持参・郵送等は不可) FAX番号:0747-52-7155 TEL番号:0747-52-0001(内線182)
仕様書等に関する質疑の回答	回答期限	令和8年1月20日(火)午後5時までに
	回答方法	下市町ホームページに掲載し、閲覧に供します。
競争入札参加表明書の提出	提出期限	令和8年1月22日(木) 必着
	提出方法	持参または郵送(※郵送の場合は書留郵便に限る)
	提出先	638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町役場 財務監理課
	※持参の場合は、午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。) ※提出期限までに競争入札参加表明書を提出しない場合は、入札に参加できません。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
入札書の提出	到達期限	令和8年1月25日(日) 必着
	提出方法	書留郵便に限る
	提出書類	①入札書
	送付先	638-8799 下市郵便局留 「下市町財務監理課 宛」
	※直接下市町役場へ届いたものは無効とします。	
入札執行の日時及び場所	開札日時	令和8年1月26日(月) 午後1時30分
	開札場所	下市町役場1階 第3会議室
開札立会人	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、入札立会希望申請書を開札日前日(開札日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とします。)の午後3時までに 下市町財務監理課にFAXで提出してください。開札立会人は2名までとし、希望者が 3名以上の場合は申請書の先着順とし、立会人に選任された希望者には立会人選任通知書をFAXで送付します。 立会いを希望する者が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会いを行います。	

第4. 確認申請及び事後審査等に関する事項

実施要領に基づき、落札候補者について、以下により事後審査を行うものとします。

落札候補者の決定方法	予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。但し、落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。
事後審査	落札候補者決定後、落札候補者からの確認申請に基づき、落札者決定のための資格確認及び審査を行います。
提出書類(様式)	①事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号) ②業務実績報告書(様式第4-2号)
提出書類(添付書類)	【様式4-2号の添付書類】 ●契約書の写し
申請書様式	下市町ホームページからダウンロードしてください。
提出期限	開札日から起算して3日後の午後4時まで(閉庁日は除く)とします。 ※期限までに提出されないときは、当該落札予定者のした入札は無効とし、次順位の者を落札候補者とします。
提出場所	下市町役場1階 財務監理課
提出方法	持参のみとします。
落札者決定	審査の結果、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしている場合には、落札者決定とします。

第5. 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	要(ただし、条件により免除も可とする)

第6. 支払条件

支払条件	前払金:不可 部分払・中間払:不可
------	----------------------

第7. その他

--